

## 貸切バス初任運転者に対する安全運転の実技指導について

山陽バス株式会社

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第1089号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項に基づき公表いたします。

### ●対象人数(2025年度)

6名

### ●指導内容について

(1) 座学教習: 10時間以上 【指導者】 営業所長、助役

- ・ 事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
- ・ 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ・ 運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
- ・ 危険の予測及び会費
- ・ 安全性向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- ・ ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

(2) 実技指導: 20時間以上 【指導者】 指導歴約3年以上の貸切バス運転者

実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分(大型・中型)を使用し、当社トラストツアーにおける配車地ならびに近隣の各配車地等の確認のほか、神戸・大阪・京都方面等実際に運行する可能性のある経路において添乗による指導を実施しています。

### 【実施ルート(抜粋)】

2025年9月21日

小東山営業所～神戸市役所前(配車地)～兵庫県加東市～三宮東～小東山営業所

2025年10月13日

小東山営業所～明石駅東口(配車地)～岡山県美作市～明石駅東口～小東山営業所

2026年1月25日

小東山営業所～明石駅東口(配車地)～徳島県鳴門市～明石駅東口～小東山営業所

以上